

「安全保障関連2法案」制定に反対する意見書（案）

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

日本弁護士連合会や170人を超える憲法学者が相次いで反対・撤回の声明を発し、先般は衆議院憲法審査会で与党推薦の参考人までも違憲と断じた。

さらに、安全保障関連法案に関する参考人質疑において歴代内閣法制局長官まで違憲と指摘した。

内閣法制局における議論の積み重ねを尊重してきた歴代内閣の基本見解を覆すものであるだけでなく、憲法によって縛られるべき権力者が自らの考えで憲法解釈を自由に変えても構わないとする行為は、立憲主義をないがしろにするものであり、この姿勢は、政府に憲法遵守義務を課した憲法第99条をも踏みにじる、立憲主義破壊の暴挙・暴走である。このことが許されるなら、日本はもはや「法治国家・民主主義国家」でなくなると言わざるを得なく、多くの国民が反対しているにもかかわらず、マスコミ報道規制圧力をかけるという動きと兼ね合わせると、もはや独裁政治に変貌しかねない状況である。

よって、国におかれては、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月14日